

安全データシート

製品名 : エナメルシャイン
作成 : 2016年 5月 12日
SDS No. : SF-2-96-0318-0000-JGNXA

株式会社 **JOYPA**

ページ : 1 / 7

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質の名称 : エナメルシャイン

会社名 : 株式会社 **JOYPA**
担当部門 : 化成品ブロック
電話番号 : 03-3844-7117
FAX番号 : 03-3843-1277

住所 : 〒111-8610 東京都台東区寿 4-16-7
緊急連絡先 : 松戸 FACTORY 研究室
電話番号 : 047-360-6644

製品の種類 : 皮革用ツヤ出し剤
主な用途 : 皮革仕上用

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分2

健康に対する有害性

急性毒性 経口 : 分類できない

経皮 : 分類できない

吸入 (ガス) : 区分外

(蒸気) : 区分5

(粉塵、ミスト) : 分類できない

皮膚腐食性/刺激性 : 区分2

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2

呼吸器感作性 : 分類できない

皮膚感作性 : 分類できない

生殖細胞変異原性 : 分類できない

発がん性 : 区分2

生殖毒性 : 区分1A

特定標的臓器/全身毒性 (単回ばく露) : 区分1 (神経)

区分3 (麻酔作用、呼吸器、気道)

特定標的臓器/全身毒性 (反復ばく露) : 区分1 (神経、腎)

吸引性呼吸器有害性 : 区分1

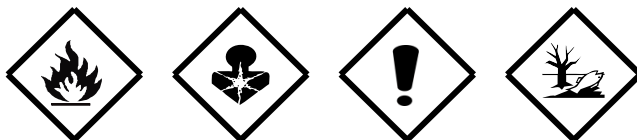
環境に対する有害性

水生環境有害性 (急性) : 区分1

水生環境有害性 (慢性) : 区分1

【GHSラベル要素】

[絵表示、注意喚起語]



危険

[危険有害性情報]

- ・引火性の高い液体及び蒸気
- ・吸入すると有害の恐れ (蒸気)
- ・皮膚刺激
- ・強い眼刺激

- ・発ガンの恐れに近い
- ・生殖能又は胎児への悪影響の恐れ
- ・臓器（神経）の障害
- ・呼吸器への刺激の恐れ又は眠気及びめまいの恐れ
- ・長期又は反復ばく露による臓器（神経、腎）の障害
- ・飲み込み、気道に侵入すると生命に危険の恐れ
- ・水生生物に非常に強い毒性
- ・長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

[注意書き]

《安全対策》

- ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざける事。一禁煙
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明器具を使用すること。
- ・静電気放電や火花による引火を防止すること。
- ・個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
- ・保護眼鏡、保護面、保護手袋、保護衣を着用すること。
- ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・汚染された衣類を再使用する場合は洗濯をすること。
- ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- ・取り扱い後は良く手を洗うこと。
- ・環境への放出を避けること。

《救急措置》

- ・火災の場合には適切な消火方法をとること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
- ・皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
- ・皮膚（又は毛髪）に付着した場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。
- ・ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
- ・皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・飲み込んだ場合：直ちに医師の診断、手当てを受けること。口をすすぐこと。
- ・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・漏出物を回収すること。

《保管》

- ・容器を密閉して涼しく換気の良い所で施錠して保管すること。

《廃棄》

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

成分及び含有量（危険有害性物質を対象）

化学名	CAS No.	含有量%	備考
n-ヘプタン	000142-82-5	60 ~ 70	
トルエン	000108-88-3	8.6	PRTR 第1種（政令番号 300）
キシレン	001330-20-7	0.54	PRTR 第1種（政令番号 80）
n-ヘキサン	000110-54-3	0.36	PRTR 第1種（政令番号 392）
エチルベンゼン	000100-41-4	0.22	PRTR 第1種（政令番号 53）

4. 応急処置

目に入った場合 :

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。(できればコンタクトレンズをはずして)まぶたの裏まで完全に洗うこと。出来るだけ速く、医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合 :

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・大量の水及び石鹼または、皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤・シンナーなどは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

吸入した場合 :

- ・蒸気・ガスなどを大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。
- ・蒸気・ガスなどを吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にして、医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合 :

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は、無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

消火剤 : 粉末、炭酸ガス、泡

消火方法 :

- ・適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。
- ・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
- ・水を消火に用いてはならない。
- ・指定の消火剤を使用すること。
- ・高温にさらされる密封容器は、水を掛けて冷却する。
- ・消火活動は風上より行う。

6. 漏出時の措置

- ・作業の際には適切な保護具(手袋、防護マスク、エプロン、ゴーグルなど)を着用する。
- ・漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をすること。
- ・付近の着火源、高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流失には、盛り土で囲って流失を防止する。
- ・河川などへ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

7. 取り扱い・保管上の注意

取り扱い上の注意 :

- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・容器は、その都度、密栓する。
- ・周辺での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・静電気対策のため、装置などは接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・工具は、火花防止型のものを使用する。
- ・使用済みウェス、塗料かす、スプレーダクトなどは、廃棄するまで水に漬けておく。
- ・皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らないように適切な保護具を着用する。
- ・取り扱い後は手・顔などを良く洗い、休憩所などに手袋などの汚染保護具を持ち込まない。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
- ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。

保管上の注意 :

- ・直射日光を避け、通風の良い場所に保管する。保管場所は、消防法に定められた危険物倉庫とする。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

8. 暴露防止措置

組成物質の暴露濃度基準（危険有害物を対象）

成分名	管理濃度	ACGIH (TWA)
n-ヘプタン	200 ppm	400 ppm
トルエン	20 ppm	20 ppm
キシレン	50 ppm	100 ppm
n-ヘキサン	40 ppm	50 ppm
エチルベンゼン	20 ppm	100 ppm

設備対策 :

- ・取り扱い設備は、防爆型を使用する。
- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・液体の輸送、汲み取り、攪拌などの装置については、アースをとるような設備とする。
- ・取り扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とする。
- ・屋内作業の場合には、自動塗装機などを使用するなど、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより、作業者が蒸気などの暴露を避けられるような設備とする。
- ・タンク内部などの密閉場所で作業をする場合は、密閉場所に、特に底部まで十分に換気出来る装置を取り付けること。

保護具

目の保護 :

- ・取り扱いには、保護メガネを着用すること。

皮膚の保護 :

- ・有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

呼吸系の保護 :

- ・有機ガス用防毒マスクを着用する。
- ・密閉された場所では、送気マスクを着用する。

その他の保護具 :

- ・必要に応じて長袖・長ズボンの作業着、ゴム長靴、エプロンなどの保護衣を着用する。
- ・静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用する。

9. 製品の物理的及び化学的性質

状態	: 液体
色	: 無色
臭気	: 溶剤臭
pH	: 該当しない
融点	: 情報なし
沸点	: 68 ~ 138 °C
引火点	: - 4 °C (密閉)
発火点	: 233 °C
爆発限界	: 情報なし
蒸気圧	: 情報なし
蒸気密度	: 情報なし
比重	: 0.72
溶解度	: 水に不溶
n-オクタール/水分解係数	: データなし
分解温度	: 情報なし
その他	: 特になし

10. 安定性及び反応性

反応性・安定性 :

- ・接触により危険性のある物質 : 特になし。
- ・燃焼などによる有害性ガスの発生 : 一酸化炭素などの有毒ガスが発生する恐れがある。
- ・その他の反応性情報 : 特になし。

その他の危険性情報 : 特になし。

11. 有害性情報

成分の健康有害性情報 (危険有害物を対象)

	急性毒性			
	経口	経皮	吸入(蒸気)	吸入(粉塵、ミスト)
n-ヘプタン	区分外	区分外	区分外	分類できない
トルエン	区分外	区分外	区分4 (4,800 ppm)	分類できない
キシレン	区分5 (3,500 mg/kg)	分類できない	区分外	分類できない
n-ヘキサン	区分外	分類できない	区分外	分類できない
エチルベンゼン	区分5 (3,500 mg/kg)	区分外	区分4 (4,000 ppm)	分類できない
	皮膚腐食・刺激	眼損傷・刺激	呼吸器感作性	皮膚感作性
n-ヘプタン	区分2	区分2B	分類できない	分類できない
トルエン	区分2	区分2B	分類できない	区分外
キシレン	区分2	区分2A	分類できない	分類できない
n-ヘキサン	区分2	区分2	分類できない	分類できない
エチルベンゼン	区分3	区分2B	分類できない	分類できない
	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性	
n-ヘプタン	分類できない	区分外	分類できない	
トルエン	区分外	分類できない	区分1A	
キシレン	区分外	区分外	区分1B	
n-ヘキサン	区分外	分類できない	区分2	
エチルベンゼン	区分外	区分2	区分1B	
	特定標的臓器(単回)	特定標的臓器(反復)	吸引性呼吸器	
n-ヘプタン	区分3(麻酔作用、気道刺激性)	分類できない	区分1	
トルエン	区分1(中枢神経系) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)	区分1(中枢神経系、腎臓)	区分1	
キシレン	区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、 腎臓) 区分3(麻酔作用)	区分1(呼吸器、神経系)	区分2	
n-ヘキサン	区分3(麻酔作用、気道刺激性)	区分1(神経系)	区分1	
エチルベンゼン	区分2(中枢神経系) 区分3(気道刺激性)	分類できない	区分1	

製品に関する有害性情報 :

製品としての安全性試験は行っていない。

12. 環境影響情報

成分の水環境有害性情報 (環境有害物質を対象)

	水環境有害性(急性)	水環境有害性(慢性)
n-ヘプタン	区分1	区分1
トルエン	区分2	区分3
キシレン	区分2	区分2
n-ヘキサン	区分2	区分外
エチルベンゼン	区分1	区分外

生態毒性 : 情報なし
残留物・分解性 : 情報なし
生体蓄積性 : 情報なし
土壌中の移動性 : 情報なし

- ・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。
- ・特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・廃塗料、容器などの廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して、処理する。
- ・容器、機器装置などを洗浄した排水などは、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・廃水処理、焼却などにより発生した廃棄物に付いても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法律に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・廃塗料などを焼却処理をする場合には、珪藻土などに吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却するか、焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
- ・特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

汚染容器及び包装

- ・空容器は内容物を完全に除去してから処分する。
- ・許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

14. 輸送上の注意

- ・取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
 - ・容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。
- ・国連番号 : 1263
・指針番号 : 128
・陸上輸送 : 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められた運送方法に従うこと。
・海上輸送 : 船舶安全法に定めるところに従うこと。
・航空輸送 : 航空法に定めるところに従うこと。
・国連輸送名 : 塗料 (PAINT)
・国連分類 : クラス 3 (引火性液体)
・容器等級 : 容器等級 II

15. 適用法令

消防法 : 第4類第1石油類 非水溶性液体
労働安全衛生法 : 危険物・引火性の物
第2種有機溶剤等 (有機溶剤予防規則)
名称等を表示すべき危険物及び有害物
トルエン、キシレン、エチルベンゼン
名称等を通知すべき危険物及び有害物
ヘプタン、トルエン、キシレン、ヘキサン、エチルベンゼン
化学物質管理促進法 : 第1種指定化学物質

16. その他の情報

- 主な引用文献 :
- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) 公表データ

- ・ GHS 対応 MSDS ・ ラベル作成ガイドブック [混合物 (塗料用)] 日本塗料工業会編
- ・ 化学品安全管理データブック 増補改訂第 2 版 化学工業日報社 (2000)
- ・ 国際化学物質安全性カード (I C S C) 日本語版 化学工業日報社 (1992)
- ・ 13197 の化学商品 化学工業日報社 (1997)

記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。記載内容は情報の提供であって保証するものではありません。

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには十分に注意して下さい。